

岐阜市斎苑ガス需給仕様書

1 概要

- (1) 件名 岐阜市斎苑で使用するガス
- (2) 供給場所 岐阜市上加納山4717番地4
- (3) 供給建物 岐阜市斎苑
- (4) 業種及び用途 官公庁（斎場）

2 仕様

- (1) ガス種別 都市ガス（13A）
- (2) 供給熱量 45MJ/m³
- (3) 供給圧力 中圧及び低圧
- (4) 予定使用量等 別紙のとおり
- (5) 供給期間 令和5年3月の検針日の翌日から令和6年3月の検針日まで
- (6) 計量器（取引メーター）

No.	メーター番号			引込圧力	契約最大使用量の判定方法	設置場所	主な使用機器
	型式	号数	番号				
1	RD	65	500008	中圧B	負荷計測器	火葬棟（内）	火葬炉
2	RD	65	500009	中圧B	負荷計測器		
3	ND	100	2533	低圧	負荷計測器		ボイラー、空調等
4	ND	6	830	低圧	負荷計測器	待合所（外）	GHP

※財産については、岐阜市を供給区域とする一般ガス導管事業者のものである。

- (7) 需給地点
岐阜市を供給区域とする一般ガス導管事業者が設置したガス供給設備の最終フランジの接続点
- (8) 供給期間中のガスの契約に影響するようなガス設備の変更予定なし

3 その他特記事項

- (1) ガス料金の計算方法
 - ア ガス料金の算定は、1ヶ月（前月の検針日の翌日から当月の検針日までの期間をいう。）の使用量により行うものとする。
 - イ 毎月のガス料金＝定額基本料金＋（従量料金単価＋原料費調整額）×使用量
（消費税及び地方消費税相当分を含む。）
 - ウ 原料費調整額は、小売ガス事業者が適用する金額とし、適用期間についても同様とする。
 - エ ガス使用量の単位は、立方メートルとし、その端数は小数点第1位以下の端数を切り捨てる。
 - オ ガス料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。
 - カ 別途、ガス料金の割引提示をする場合は、計算方法及び適用条件を明示すること。
- (2) 時間当たりの最大使用量の算出が必要な場合は、負荷計測器の設置、又は、計量器の最大ガス通過流量の合計値を最大使用量とするなど、発注者受注者協議のうえ、決定する。
- (3) 今回の契約を実行するため、負荷計測器設置等の費用が発生する場合は、受注者負担とする。
なお、負荷計測器設置にあたっては、ガス使用量のデータをパルス信号で中央監視盤に蓄積する既設システムに支障がないように設置すること。

- (4) ガス料金の支払いは毎月とし、受注者は(1)に基づき算定されたガス料金を発注者に請求するものとする。
- (5) 毎月の請求書等は岐阜市市民生活部市民生活政策課へ送付すること。
- (6) 支払いは、納付書による入金のほか、指定の口座への振込みとする。
- (7) 受注者は、ガス事業法(昭和29年法律第51号)の定めるところにより、消費機器の調査、危険発生防止周知を行うものとし、ガス工作物の点検、緊急保安は、岐阜市を供給区域とする一般ガス導管事業者が行うものとする。
- (8) 現在のガス供給者 東邦瓦斯株式会社
- (9) この仕様書に定めのない事項については、発注者受注者協議のうえ定めるものとする。

予定使用量等

契約最大使用量	500 m ³ /h		
各年月 (検針月)	予定ガス使用量 (m ³)		
	中圧	低圧	合計
4月	25,700	1,300	27,000
5月	29,200	4,800	34,000
6月	26,700	10,300	37,000
7月	28,600	14,400	43,000
8月	34,500	19,500	54,000
9月	31,500	14,500	46,000
10月	26,200	12,800	39,000
11月	28,500	7,500	36,000
12月	27,700	10,300	38,000
1月	31,500	12,500	44,000
2月	31,300	11,700	43,000
3月	30,800	7,200	38,000
合計	352,200	126,800	479,000

※いずれも予定数値であり、実際の使用量においては、検針による。また、発注者の都合により
 予定数量を上回り、又は下回ることができる。

(参考)

令和3年から令和4年の実績値 (令和3年10月～令和4年9月) 計 473,697 m³